

(身体障害者及び指定難病患者を支援対象とする)

指定障害者支援施設 指定共同生活援助事業所 指定障害福祉サービス事業所 (日中活動サービス)	}	管理者様
---	---	------

岐阜県身体障害者更生相談所長

地域リハビリテーション推進事業（施設等訪問相談・オンライン相談）のご案内

平素より県の福祉行政にご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当所では身体に障がいのある方が地域において安全かつ充実した生活が送れるよう理学療法士及び作業療法士が施設等を訪問し相談・助言を行う訪問相談事業を実施しています。

今年度は、指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（日中活動サービス）及び指定共同生活援助事業所（身体障害者及び障害者総合支援法で指定される難病患者を支援する事業所）を対象に、訪問相談及びオンライン相談を実施いたしますので、相談を希望される場合は、下記によりお申し込みください。

なお、日程の調整がつかない場合もありますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

記

	施設等訪問相談	オンライン相談
日時 相談時間	令和8年11月までの毎週月・金曜（祝日を除く）。午前10時～正午、午後1時～3時の時間帯で2時間程度。	令和9年2月末までの毎週月・金曜（祝日を除く）。午前9時～正午、午後1時～5時の時間帯で30分～1時間程度。
申込方法	オンラインメールフォーム（左下のQRコードをご利用ください）	
申込締切	令和8年8月31日（月）	相談日の1週間前
相談内容	理学療法士と作業療法士が、以下のようなご相談に応じます。 1）補装具や福祉用具に関する相談・助言 2）リハビリテーションに関する相談・助言 3）介護方法等、職員に対する相談・助言	
費用	無料	
その他	・補装具業者の派遣が必要な場合は、各施設より直接依頼願います。 ・実施場所提供、対象者取りまとめ及び運営の補助（対象者誘導や進め方）についてご協力をお願いします。	・オンライン会議ツール（ZOOM）を使用しますので、使用環境をご準備ください。あわせて、確実に受信できるメールアドレスの登録をお願いします。

施設等訪問相談申込	オンライン相談申込
	

岐阜県身体障害者更生相談所			
担当係長	長屋	担当	山河・相馬
〒502-0854 岐阜市鷺山向井 2563-18			
電話：058-231-9715			
FAX：058-231-9716			
Email: c22201@pref.gifu.lg.jp			